

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 36

府省庁名 経済産業省

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （複数税目）
要望項目名	福島特措法税制に関する所要の措置
要望内容（概要）	東日本大震災復興加速化のための第8次提言（令和元年8月5日総理手交）等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。
（関係条文）	<ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法 第23条、第24条、第25条、第36条、第37条、第74条及び第75条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第10条の2、第10条の2の2、第10条の3の2、第10条の3の3、第11条の3の2、第17条の2の2、第17条の2の3、第17条の3の2、第17条の3の3、第18条の8、第25条の2の2、第25条の2の3、第25条の3の2、第25条の3の3及び第26条の8
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>

要望理由

(1) 政策目的
東日本大震災復興加速化のための第8次提言（令和元年8月5日総理手交）等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずることで、福島の復興・再生を加速化する。

(2) 施策の必要性
福島県における人口、従業者数は全国平均に比べ厳しい状況が続いており、（推計人口等 R1. 7. 1/H22 国調人口：福島県 91%、全国平均 99%；工業統計「従業者数」H30. 6/H22. 12：福島県 96%、全国平均 100%）、特に津波による被害や原発事故による避難指示の出た 15 市町村は非常に厳しい状況。（同比（人口）：浪江町 5%、富岡町 7%、飯館村 21%、楡葉町 50%等；同比（従業者数）：浪江町 3%、楡葉町 20%、広野町 60%、飯館村 63%等）

また、観光や農林水産業等について、福島県を訪れる外国人宿泊者数（宿泊旅行統計調査「従業員 10 人以上の施設における延べ宿泊者数」H30/H22：福島県 162. 2%、全国平均 321. 1%）や、放射性物質を理由に購入をためらう産地として福島県を挙げる消費者 12. 5%（消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 12 回）」H31. 3. 6）など、今なお風評被害が根強く残っている。

先般示された基本方針^{*1}において、福島については「避難解除区域等の生活環境整備を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業・生業や生活の再建・自立、風評の払拭に向けた取組等を通じ、福島復興再生特別措置法も活用しつつ、福島の復興・再生を加速化する。」とされている。

現在、東日本大震災と原発事故からの産業の復興・再生のため、福島県内では、①福島復興再生特別措置法により、12 市町村の避難解除区域等^{*2}において、被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進を図るため、②東日本大震災復興特別区域法により、県内全市町村の復興産業集積区域^{*3}において、被災地の雇用機会の確保等のため、それぞれ税制優遇措置がなされている。

こうした中、今般総理手交された東日本大震災復興加速化のための第8次提言等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずることで、福島の復興・再生を加速化することが必要である。

*1：「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）

*2：避難解除区域（うち旧緊急時避難準備区域を除く）、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域

*3：復興特区法第 4 条第 2 項第 4 号イに規定する、「産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域」。なお、一部の特例措置に関し、福島県については、風評被害による産業への影響が懸念されたことから、福島特措法第 74 条及び第 75 条の規定により復興特区法税制の要件を緩和し、内陸を含む県内全域を復興特区法税制の対象としている。

【参考】福島県内における現行の税制優遇措置

	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制*																		
投資	<p>確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>特別償却</td> <td>税額控除</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	<p>指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>特別償却</td> <td>税額控除</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
雇用	<p>確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の 20%を税額控除 (確認・認定を受けた日から 5 年間)</p>	<p>指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の 10%を税額控除 (指定を受けた日から 5 年間)</p>																		
研究開発	—	<p>開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの 12～17%を税額控除</p>																		

*福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから福島復興再生特別措置法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和 3 年 3 月末まで）。

本要望に対応する縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 24 年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための機械等の特別償却等）の新規事業者への適用</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大</p> <p>平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大</p> <p>平成 31 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等）の適用期間の延長等</p>